様式第5号(第8条関係)

環 政 第 1 号

(申請者)

郵便番号:999-9999

住所:●●市▲区■町100-1

団体名: XYZ 中学校

代表者役職·氏名:校長 紅葉 太郎

 この日付が

 交付決定日

 となります。

令和6年度広島県温暖化対策活動促進補助金交付決定通知書

令和 4月3日付けで申請のあった令和6年度広島県温暖化対策活動促進補助金については、広島 県補助金 交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。)第4条第1項の規定 に基づき入のとおり交付することに決定したので、交付規則第6条の規定に基づき通知する。

令和6年5月20日

広島県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和6年4月3日付け 令和6年度広島県温暖化対策活動促進補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費

500,000 円

補助対象経費

500,000 円

補助金交付決定額

500,000 円

- 3 交付の条件
  - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに補助事業変更・中止承認申請書(様式第6号)を提出し、知事の承認を受けること。
    - ア 交付決定額に変更が生じる場合(ただし、20%以内の減額変更を除く。)
    - イ 補助事業の内容を変更する場合
    - ウ 補助事業を中止する場合
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業変更・中止承認申請書(様式第6号)を提出し、知事へ報告してその指示を受けること。